

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年3月1日
香川県知事 浜田 恵造

1 意見の対象となった届出に係る公告

平成28年10月14日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス高瀬店・ダイソー高瀬店
三豊市高瀬町下勝間1662番地1外

3 法第8条第1項の規定により三豊市から聴取した意見の概要

- 地域周辺の交通渋滞が予想されるため、渋滞の緩和・解消を目的として誘導表示・交通整理員の充実による円滑な交通が確保できるよう努めること。
- 近隣に小・中学校が存在するため、児童・生徒の登下校時の安全に配慮すること。
- 荷さばき車両や廃棄物収集車両の作業時間を検討し、アイドリング禁止と騒音防止意識の徹底に努めること。
- 当該店舗から排出される廃棄物等は、香川県及び三豊市の指導に従い法令を遵守し、適切に処分すること。
- 近隣住民よりの苦情等に対しては迅速かつ誠意ある対応に努めること。

4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び三豊市政策部産業政策課
縦覧期間	平成29年3月1日から平成29年4月1日まで